

選挙投票立会人を募集しています！

特に、若い世代からのご
応募をお待ちしています！

東海村選挙管理委員会では、選挙をより身近に感じてもらうため、選挙時の投票立会人を募集しています。申し込み後、応募資格を確認し、村の「投票立会人候補者名簿」に登録します。選挙が行われるたびに、日程等を調整した上で、投票立会人として採用します。特別な知識は必要なく、報酬も支給されますので、ぜひ申し込みください。



対象▼東海村の選挙人名簿に登録されている(東海村の選挙権がある)有権者で健康な方(高校生可)※▽未成年の方は保護者の同意が必要です。▽高校生の方は、学校の許可等が必要な場合がありますので、在学する学校の規則等に従って申し込みください。

内容▼投票立会人の役割は、投票事務の執行が公正に行われるように立ち会うことです。従事日以外に事前研修等への参加をお願いすることはありません。主な仕事の内容は、次のとおりです。

- ▽投票所の開閉に立ち会います。
- ▽最初の投票をする際に、投票箱に何も入っていないことの確認に立ち会います。
- ▽選挙人が投票所に入場してから、投票用紙を投票箱に入れ、退場するまでの一連の行為に立ち会います。
- ▽投票時間終了後、投票箱の封鎖に立ち会い、投票箱の鍵を封印します。
- ▽投票録等書類の記載が真正であることを確認し、署名します。
- ▽投票時間終了後、開票所への投票箱の送致に立ち会います(投票日当日のみ)。

期日等▼下表参照 ※期日前投票期間と投票日当日で、従事する日時や場所、報酬が異なります。

| 期日 | 期日前投票期間* | 投票日当日 |
|----|-------------|--------------|
| 時間 | 8:30～20:00* | 7:00～18:00 |
| 場所 | 期日前投票所 | 村内14投票所のいずれか |
| 報酬 | 9,600円/日 | 1万900円/日 |

※▽選挙により期間が異なります。▽期日前投票所を複数開設する場合は、投票所によって従事時間が異なる場合があります。

その他▼▽同一の政党その他の政治団体に属する方は、1つの投票区において2人以上選任することはできません。▽立候補者は、立会人にはなれません。▽投票立会人に選任されると、正当な理由がなければその職を辞することができません。▽執行する選挙において立会人の数が足りている場合には、立ち会いをお願いしないことがありますので、ご了承ください。

申し込み・問い合わせ▼▽東海村選挙管理委員会(役場行政棟3階 総務人事課内 ☎282-1711 内線1313)備え付けの「投票立会人登録申込書」に必要事項を記入し、顔写真付きの身分証明書(マイナンバーカードや免許証等)と印鑑をお持ちの上、申し込みください。※申し込み時に従事内容等について説明しますので、事前にご連絡ください。※▽申し込みは随時受け付けています。▽申込書は村公式ホームページからもダウンロードできます。 ▲村公式HP



立会人Q&A 皆さんの疑問にお答えします！

Q. 住所を変更したときや、登録を辞退したいときは、どうすればいいの？

A. 登録内容に変更があったときや、登録を辞退する場合は、速やかにご連絡ください。登録者名簿の変更・削除を行います。

Q. 立ち会い当日の持ち物は？

A. 投票日前日にも電話でお伝えしますが、印鑑(ゴム印不可)を必ずお持ちください。座布団や飲み物(常温のお茶の配布あり)、寒い時期は膝掛け・上着・カイロ等があると便利です。

Q. 休憩のために外出したり、自宅に帰ったりしてもいい？

A. 立会人は、原則として投票所から離れることはできません。トイレ等、すぐに立ち会いに戻れる範囲内で席を外すことは構いませんが、自宅に帰ることは禁止されています。食事はこちらで用意したものを、投票管理者の指定する場所ですべていただきます。

Q. 立ち会い当日に都合が悪くになったら、辞退できる？

A. 投票立会人として正式に選任され、従事する日時・場所を指定された場合は、病気や事故その他やむを得ない理由がある場合を除き、立会人を辞職することはできません(公職選挙法第38条第5項)。万が一、やむを得ない理由に該当し、立ち会いができなくなった場合は、早急にご連絡ください。